

4. まとめと今後の課題

4.1 本事業のまとめ

4.1.1 介護予防福祉用具貸与の支援の実態を明らかにするための支援の実態について

本調査では、介護予防福祉用具貸与の開始時の福祉用具専門相談員の支援の実態を明らかにし、貸与期間設定がなぜ必要か、その重要性や根拠の分析、適切な期間でモニタリングがされていることによつて貸与される福祉用具の過不足、利用者が不適切な使用をしていないか等の検証を行うことを目的に、アンケート調査およびヒアリング調査を実施した。

(1) 貸与期間、モニタリング予定時期の設定および福祉用具の過不足の確認

貸与期間の設定については、福祉用具専門相談員向け調査の結果より、主に利用者・家族の意向や介護支援専門員からの助言・情報共有された内容を主に参考として、介護予防ケアプランの支援計画期間等も踏まえ、福祉用具専門相談員の見立てで目標を達成するまでの期間を想定していることが把握できた(図表 32)。

また、目標を達成するまでの想定時期とモニタリング予定時期を比較したところ、目標の達成が想定される時期よりもモニタリング予定時期のほうが早く設定されており、目標を達成するより前にモニタリングを実施することを貸与開始時点から想定していることが把握できた(図表 40)。

モニタリング予定時期については、事業所向け調査において、本調査に回答した事業所のうち61.2%が、貸与開始から1か月以内に初回モニタリングを行い、電話または訪問により納品後の福祉用具の利用状況を確認していることが把握された(図表 14、図表 16)。また、その後は、約9割の事業所が半年以内に定期モニタリングを行い、主に訪問により納品後の福祉用具の目標達成状況を確認していることが把握された(図表 19、図表 21)。一方で、福祉用具専門相談員向け調査やヒアリング調査からは、事業所としてのルールである6か月以内を目安としつつも、利用者の状況や介護環境、使用している福祉用具等の状況にあわせて必要に応じて時期を早める等、柔軟にモニタリング予定時期を設定していることがわかった。

さらに、福祉用具専門相談員向け調査においては、本調査への協力以外の理由で想定よりも早くモニタリングを実施した事例が全体の18.0%、モニタリングを実施せず回収した事例が17.5%と、全体の3割以上の事例で想定と異なる対応となっており(図表 41)、また、本調査への協力以外の理由で想定よりも早くモニタリングを実施した事例のうちの約3割が、利用者の状況が貸与開始時の想定通りではなかったと回答し(図表 144)、商品の追加・変更、貸与終了を検討していたことから(図表 146)、貸与開始当初からその後の身体状況や意向の変化を想定し、適切なモニタリング時期を設定することの難しさも把握されたところである。

福祉用具専門相談員向け調査において、モニタリング時の利用者の状況が貸与開始時の想定通りではなかったと回答した場合に、想定通りにならなかった理由として考えられる点として、「貸与開始時の利用者・家族からのニーズ把握が不足していた」、「納品後の利用者への状況確認が不足していた」等の理由が挙げられていたことから(図表 145)、貸与開始後の変化を想定し、適切なモニタリング時期

を想定するには、貸与開始時の情報収集及びその後の状況確認を十分に行うことが重要であると考えられる。しかし、福祉用具専門相談員向け調査の結果からは、貸与後の変化を想定するために必要な介護支援専門員以外の他介護サービス事業者や医師・リハビリテーション専門職等の医療職との連携・情報共有が少ない実態も把握された(図表 36)。本調査の対象は介護予防福祉用具貸与の利用者であり、疾病・疾患を持っていない場合や他の介護サービスを利用していない場合など介護支援専門員以外の他職種が関与していない場合も一定数あったと思われるが、他介護サービスを利用している場合、他介護サービス事業者からの助言・情報共有を受けている割合は低かった(図表 37)。実際には、ヒアリング調査の事例 No.1 のように、介護支援専門員を通じて他職種の情報を入手している場合もあると思われるが、退院前カンファレンスやサービス担当者会議等へ参画し、多職種との直接的な協議ができることが望ましい。実際、ヒアリング調査の事例 No.4 では、退院前カンファレンスに同席し、リハビリテーション専門職および介護支援専門員とともに利用者の状況を確認した上で住環境整備に関する検討・提案を行い、適切な今後の予測や利用者にとって過不足のない提案に繋がっていることが把握された。そのため、退院後のケースや、他介護サービスを利用しているケースについては、退院前カンファレンスやサービス担当者会議等を通じて積極的に情報収集を行い、多職種との協議の上で目標やモニタリング時期を設定することが重要と考えられる。一方で、先述のとおり、サービスの利用状況等によっては他職種との連携が難しい場合も想定されるため、福祉用具専門相談員自身としても利用者を適切に評価することができるよう、研修の拡充等により福祉用具専門相談員の知識・スキルの向上を行うことも必要であると考えられる。

(2) 利用者が不適切な使用をしていないかの確認

本調査においては、利用者の不適切な使用による事故、ヒヤリ・ハットの発生に関する報告は確認されなかった。一方で、ヒアリング調査からは、いずれの福祉用具専門相談員も納品時に使用方法の説明や注意喚起を行うだけでなく、モニタリング時にもヒヤリ・ハットの発生状況を聞き取り、使用方法の再指導等を行うことによって、事故が発生しないように配慮していることが把握された。また、本調査において事故、ヒヤリ・ハットの発生があった3件中2件は、モニタリング時の聞き取りや、福祉用具専門相談員からの連絡で発覚したものであり、介護支援専門員も把握をしていない情報であったことから、福祉用具専門相談員が適切にモニタリングを実施し、状況確認や聞き取りを行うことで、早期のリスク把握や改善に向けた提案等に繋がり、重大事故の発生防止に寄与できるものと考えられる。なお、福祉用具専門相談員向けの事故防止に関する研修・教育にあたっては、日本福祉用具供給協会のテキスト³も活用いただきたい。

4.1.2 福祉用具貸与事業者の支援のあり方について

本調査モデル研究事業では、要介護に至る前の在宅高齢者に対する多職種連携支援の好事例を調査するとともに、総合事業の対象者に対する福祉用具等を活用した支援のモデル的試行を実施した。要

³ 事故防止に向けた福祉用具専門相談員の留意点～アセスメント編～(一般社団法人 日本福祉用具供給協会)、事故防止に向けた福祉用具専門相談員の留意点～モニタリング編～(一般社団法人 日本福祉用具供給協会)

介護に至る前の在宅高齢者に対し、介護保険を申請せずとも福祉用具等を活用した自立支援を実践できることは、要介護状態への進行を遅らせ、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための一助となる。本調査モデル研究事業により、要支援者や総合事業の対象者に対する福祉用具等を活用した自立支援の効果が明らかとなれば、身体機能低下のリスクを伴う在宅高齢者が福祉用具等を活用して自立した日常生活を営むことを支援し、要介護状態への進行を遅らせ、将来的には介護給付費の削減に繋がることで、持続可能な介護保険制度の維持に貢献することができる。

本事業における調査モデル研究事業を通じて、総合事業の対象者の自立支援の取組に福祉用具専門相談員が参加することによる効果について、以下に整理した。

- リハビリテーション専門職と福祉用具専門相談員といった多職種による支援を実施することにより、総合事業の利用者に対する介護予防のための支援に繋がる
- 地域の福祉用具貸与事業所が総合事業の利用者に対する支援に参加することで利用者と継続的な関わりができる
- 事業対象外の福祉用具の利用ニーズも把握でき早期に対応できる
- 利用者への用具選定に加えて、利用者の自立支援に適した住環境整備の提案をすることができる
- 介護保険による福祉用具に留まらず自助具も含めた提案ができる
- 福祉用具や自助具を活用するための自立支援に向けた幅広い取組が提案できる

一方で、総合事業の対象者の自立支援における福祉用具専門相談員や福祉用具貸与事業者の現状における課題について、以下の点が考えられる。

- 福祉用具専門相談員は要介護認定者への支援が多いため、総合事業の対象者への自立支援に必要な知識やスキルが不足している
- 福祉用具専門相談員だけでは利用者の身体状況を踏まえて用具の選定等を判断することが難しい場合もあるが、総合事業の利用者支援のための事業やケアチームに福祉用具専門相談員が参加する機会が少ない
- 総合事業の対象者や介護の課題に直面していない地域住民等に関わる機会が少ない
- 介護保険の範囲に留まらず自助具等も含め幅広く福祉用具等を提案できる機会・仕組みがない

今回の調査モデル研究事業から、福祉用具専門相談員は総合事業の対象者に対しても専門性を発揮できることが明らかとなったが、福祉用具専門相談員が総合事業の対象者に対する多職種支援へ参画する環境はまだ十分に整っていないこともわかった。今後は、今回の調査モデル研究事業に留まらず、福祉用具専門相談員を含めた多職種支援の事例を増やし、多職種協働のあり方を検討する必要がある。また、福祉用具専門相談員は利用者にとって必要な福祉用具等を選定する職種であることから、総合事業の対象者を含む様々な対象者に対し福祉用具等を活用した支援を実践することが求められる。さらに、総合事業の対象者や介護の課題に直面していない地域住民にも福祉用具等を身近に感じてもらうことも必要である。これらの課題を乗り越えるためにも、福祉用具貸与事業所として介護保険の範囲に留まらず自助具等も含めた幅広い福祉用具等を提案できるような共助の仕組みを模索することが望まれる。

4.2 今後の課題

本事業のまとめを踏まえ、在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者、福祉用具専門相談員の支援のあり方について、今後の課題を整理した。

4.2.1 総合事業の対象者や介護予防のための支援に向けた知識の向上

「介護予防福祉用具貸与の支援の実態を明らかにするための調査」において、貸与開始当初からその後の身体状況や意向の変化を想定し、適切なモニタリング時期を設定することの難しさを把握することができた。しかし、貸与開始当初からその後の身体状況等の変化を想定し、適切なモニタリング時期を設定することには限界があるものの、福祉用具専門相談員はモニタリング時期が想定通りではなかった理由について、その要因を把握し今後の福祉用具貸与計画の見直し等に生かすことが求められる。

また、「福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業」では、福祉用具専門相談員は要介護認定者への支援が多いため、総合事業の利用者への自立支援に必要な知識やスキルが不足していることや、福祉用具専門相談員だけでは支援が必要な利用者にアプローチできないことが課題として挙げられた。総合事業においては、生活を見据えた様々なアプローチにより介護予防につながる自立支援を行うことが必要である。そのため、福祉用具専門相談員としても要介護認定者への支援だけでなく、総合事業の対象者への自立支援にも参画することが望ましく、福祉用具専門相談員は総合事業の対象者に関わる際に必要な知識やスキルを持つことが求められる。

上記を踏まえ、今後、福祉用具専門相談員はより正確なモニタリング時期を設定し、さらに効果的な福祉用具貸与サービスを提供すること、また、総合事業の対象者への自立支援に向けたチームアプローチにも参画するため、総合事業の対象者を含む様々な対象者について福祉用具等を活用した支援が実践できるよう、知識やスキルを身に付けていく必要がある。そのために、福祉用具専門相談員に対する研修や教育の更なる拡充が望まれる。

4.2.2 多職種との情報共有、チームアプローチへの参加

「介護予防福祉用具貸与の支援の実態を明らかにするための調査」にて、福祉用具専門相談員が、介護予防福祉用具貸与の開始時に貸与期間(目標を達成するまでの想定期間)を誰からのどのような情報を踏まえて設定しているのか、その根拠について明らかにした。多くのケースは利用者・家族および、介護支援専門員からの聞き取りにより情報を収集し、福祉用具専門相談員としての見立てで貸与期間や次回のモニタリング実施時期を設定していた(図表 32、図表 36)。一方で、割合としては1割程度ではあったが医師・リハビリテーション専門職等の医療職との情報共有により利用者の疾患やリハビリテーションによる改善の見込み等の情報を踏まえた提案を実施していた。医療職と情報共有をしていた福祉用具専門相談員は、利用者の今後も見据えての提案を実施しており、将来的には貸与している福祉用具の利用終了時期も見込んでいた。

また、「福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業」では、在宅高齢者に対する多職種連携支援の好事例調査や、総合事業の対象者に対する福祉用具等を活用した支援のモデル

的試行を行い、総合事業の対象者の自立支援における福祉用具専門相談員の参加による効果を検討した。多職種連携支援の好事例では、リハビリテーション専門職だけでは商品知識が十分ではなく、どのような福祉用具が活用できるかといった判断が難しい一方で、福祉用具専門相談員だけでは利用者の身体状況を踏まえての判断が難しいといった課題が挙げられ、リハビリテーション専門職と福祉用具専門相談員といった多職種による支援を実施することの相乗効果が確認された。また、モデル的試行では、福祉用具専門相談員だけでは総合事業の対象者に対してアプローチすることが難しいといった課題が挙げられ、リハビリテーション専門職や地域包括支援センター職員等といった多職種協働によるチームアプローチに参加することで、福祉用具専門相談員は福祉用具の専門家としての効果を発揮することができた。

介護予防福祉用具貸与においては、福祉用具を必要とするきっかけや、他サービスの利用状況により、福祉用具専門相談員にとって情報収集しやすい他職種は限られることも想像できる。また、総合事業の対象者の自立支援に向けた多職種支援については、福祉用具専門相談員が参画するための環境は十分に整っていないことも把握できた。しかし、本事業における調査結果から、福祉用具専門相談員として退院退所前カンファレンスへの同席や、サービス担当者会議の場など、他職種と情報共有できる場に参加し、福祉用具の専門家として積極的に協議することにより、総合事業の対象者の自立支援に貢献できることが期待される。さらに、福祉用具専門相談員が福祉用具や自助具の選定のみならず、多職種協働によるチームアプローチにも参加することで、より福祉用具や自助具を活用した自立支援を実践することも期待される。今後は、総合事業の対象者を含む多様な高齢者の自立支援のための多職種支援の場に福祉用具専門相談員を活用する機会を増やしていくことが望まれる。

4.2.3 福祉用具貸与事業者としてのあり方

(1) 利用者にあわせたモニタリング実施時期の設定

福祉用具貸与事業所の多くは、福祉用具納品の1週間後を目途に利用状況等を確認し、モニタリングは6か月以内に1度としている。今回の調査においては、モニタリング実施時期を調査のため3か月後を目途にモニタリングを実施することとした。その結果、転倒などの事故やヒヤリ・ハットを把握できた事例があった。また、福祉用具専門相談員に対するヒアリング調査から、歩行器など使用にあたって注意が必要な種目の場合は、2～3か月後にモニタリングを実施し、再度、操作方法などの注意喚起をするなどの対応を実施しているケースもあった。

特に介護予防支援においては介護給付の場合に比べケアプランの目標達成までの期間も短いため、福祉用具を利用することによる目標達成状況を細目に確認し、進捗状況を踏まえた計画変更などの提案が必要と考えられる。福祉用具貸与事業所として、福祉用具納品の1週間後を目途に利用状況等を確認し、その後の対象者個々の状況に合わせた定期的なモニタリングにより、利用経過を確認し、記録しておくことが重要である。その際、モニタリングの実施時期を一律に決めるのではなく、利用者の状況や、貸与している福祉用具、ケアプランの目標等を踏まえ、利用者の状態像と照らし合わせて柔軟に対応するとともに、当初の想定と異なる場合にはその要因を把握して記録に残すことで、福祉用具貸与計画の見直し等に生かすことが求められる。また、福祉用具専門相談員が適切なモニタリング実施時期を

判断するための知識やスキルを習得できるよう、必要な研修受講の更なる促進、事業所内での指導を実施いただきたい。

(2) 地域の高齢者への支援

福祉用具貸与事業者は要介護認定者を対象に、福祉用具貸与・販売、住宅改修による利用者支援を主に実施しているが、総合事業の利用者との関わりは少ないことが想像される。本事業においてもモデル的試行を実施するにあたり協力先の確保に時間を要した。

モデル的試行では、福祉用具専門相談員として介護保険の範囲に限らない福祉用具や自助具の提案などを通じた支援を実践できた。事例調査においても要介護認定前の在宅高齢者に対する、福祉用具貸与や住宅改修の支援に市町内の指定福祉用具貸与事業所が支援を実施している事例を把握できた。要介護認定前の在宅高齢者に対する支援の場においても福祉用具貸与事業所、福祉用具専門相談員は十分活躍できると推測される。

地域の多様な在宅高齢者への支援を通じ、地域の中での新たな課題やニーズの把握、福祉用具専門相談員の専門性を活用した新たな活躍の機会の創設、介護予防としての関わりなど、福祉用具貸与事業者として幅広い在宅高齢者への支援を期待したい。